

選 手 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）の定款第4条第2号、第3号及び第4号に基づき、ボールルームダンス競技に関し、必要な事項を定める。

(選手の年齢制限)

第2条 アマチュア（以下「アマ」という。）、シニア、及びグランドシニア競技会に出場する選手の年齢制限は、次のとおりとする。

- (1) アマ競技会 男女共に満12歳以上のアマ選手。
(以下「アマ選手」という。)
- (2) シニア競技会 男女共に35歳以上のアマ選手。
(以下「シニア選手」という。)
- (3) グランドシニア競技会 男性55歳以上のアマ選手、女性の年齢は問わない。
(以下「グランドシニア選手」という。)

(選手の階級)

第3条 本法人に登録する選手の階級は、スタンダード及びラテンアメリカンに分けて、A級、B級、C級、D級、ノービス級とする。

2 選手の昇級及び降級は、本法人の昇降級規程によるものとする。

(登録義務)

第4条 プロ選手は、定款第6条に定める管轄する区域の当該県の各ボールルームダンス連盟（以下「県連盟」という。）を、アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手は、県連盟又は本法人運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて、本法人に選手登録しなければならない。

但し、ノービス級選手の登録は、任意とし選手登録をしないでノービス級競技会に出場できるものとする。

2 前項の競技会において決勝に入賞し昇降級規程によりD級の資格を得たノービス級選手のものうち、D級競技会に出場を希望する選手は、当該競技会終了後2週間以内に選手登録をするものとし、これを超えたものは無効とする。

3 アマ選手が選手登録するとき満16歳未満の場合は、保護者の承諾書を添付して登録するものとする。

- 4 新規登録は、始めて競技会に出場する選手及び一旦資格を失った選手が再び資格を得たときにするものとし、競技年度の途中で登録するときは、出場する競技会期日の1ヶ月前までにこれをするものとする。
- 5 継続登録は、すでに登録をしている選手が、その登録年度から次年度に選手資格を継続する登録とし、毎競技年度終了後1ヶ月以内にこれをするものとし、競技年度の途中で継続登録をしようとするときは、再登録とし新規登録と同様の手続きをするものとする。
- 6 新規登録及び継続登録は、カップルで登録するものとし、パートナーシップを解消したときは、登録を取消す。
- 7 前項の選手が新たにパートナーシップを組んで登録するときは、再登録とし新規登録と同様の手続きをするものとする。
- 8 スタンダード、ラテンアメリカン両セクションに登録資格を有している選手は、同一のパートナーでスタンダード、ラテンアメリカンそれぞれに登録するものとする。
- 9 アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手が重複して新規登録するときの階級は原則として同級で登録することができる。
- 10 プロ選手の登録料は、スタンダード、ラテンアメリカンに分けてそれぞれ1カップル6,000円とし、アマ選手の登録料は、スタンダード、ラテンアメリカンに分けてそれぞれ1カップル5,000円とする。
但し、アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手がそれぞれに重複して登録する場合、2つ目以降の登録料は1,000円（1セクション、1カップル）とする。
- 11 登録申請記載事項に次の変更が生じたときは、変更届を提出するものとする。
 - (1) 所属県連盟又は所属の変更
 - (2) 所属教室の変更
 - (3) 住所変更、その他の変更
- 12 登録選手で、パートナーシップを解消したときは、パートナーシップ解消届を提出しなければならない。
- 13 他団体に所属するプロ選手が、本法人に新規選手登録を希望するときは、所属している他団体に退会届を提出したのち、本法人に選手登録願い、誓約書及び退会届の写しを提出し、資格等統括委員会の承認を得て、新規選手登録することができる。
- 14 前項の登録は、その団体の階級を証明する書面を添えて、第5項に基づき登録しなければならない。原則としてその団体での階級と同級で登録することができる。
- 15 中部日本学生競技ダンス連盟（以下「中部学連」という。）所属選手が本法人に新規選手登録を希望するときは、学連主催の競技会の成績によりアマD級以上の階級で登録することができる。
- 16 小中高校生選手が本法人に新規選手登録を希望するときは、全日本級選手権大会等の小中高校生を対象とする競技会の成績によりアマD級以上の階級で登録することができる。
- 17 第15項及び第16項の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(競技会出場義務)

第5条 A級登録選手は、中部日本ダンス選手権に出場しなければならない。

- 2 前項において、やむを得ない理由のため、これに出場出来ない場合には、選手権欠場届を提出しなければならない。
- 3 上位級に挑戦する下位級の選手は、当日に開催される自己級に出場しなければならない。但し、中部日本ダンス選手権及び競技規程第2条第1項第2号の選手権に出場する選手は、当日に開催される自己級に出場する義務を負わない。
- 4 D級以上の登録選手で、病気又はけがで加療を要するため、競技会に出場できない場合には、診断書を添えて休場届を提出しなければならない。
- 5 前項の休場期間は、診断書の加療期間（1ヶ月単位）の2倍の期間とし、12ヶ月を限度とする。
- 6 D級以上の登録選手で、パートナーの妊娠のため、競技会に出場できない場合には、母子手帳のコピーを添えて産休届を提出しなければならない。
- 7 前項の産休期間は、出産予定日から12ヶ月後（1ヶ月単位）までの期間とする。
- 8 第5項及び第7項の期間中においても、継続登録をするものとする。

(出場申込)

第6条 競技会出場申込は、競技規程第9条により、出場料を添えてプロ選手は県連盟を、アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手は県連盟又は本法人運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて主管又は主催県連盟に申込をしなければならない。

- 2 欠場（出場申込締切日後に出場を取りやめる場合）又は出場取消（出場申込締切日以前に出場を取りやめる場合）をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催県連盟に提出しなければならない。

(全日本級選手権選考基準)

第7条 全日本級の選手権に出場する選手の選考は、別に定める選考基準によるものとする。

(移籍)

第8条 各公益法人広域加盟団体（以下「広域連盟」という。）間の移籍を希望する選手は、所属広域連盟に移籍願いを提出し承認を得たのち、移籍広域連盟の承認を得て、新規登録をしなければならない。

- 2 他広域連盟より本法人への移籍に伴う登録については、移籍前の階級と同級で登録する。

(転向)

第9条 アマからプロに転向するときは、転向届を県連盟を通じて本法人に提出し、資格等統括委員会の承認を得たのち、新規登録をしなければならない。

- 2 アマからプロに転向したときの級の変動は、次のとおりとする。

級 の 変 動	
アマ・級	プロ・級
S A	A
A	C
B	D
C級以下	ノービス

- 3 アマA級選手が転向する前の2競技年度内に、全日本級の選手権において準決勝に入賞しているときは、プロB級とすることができる。
- 4 プロからアマに転向するときは、転向届を県連盟を通じて本法人に提出し、資格等統括委員会の承認を得たのち、新規登録をしなければならない。
- (1) プロA級及びB級選手のプロからアマへの転向は、資格等統括委員会において審議する。
- (2) プロC級以下の選手については、プロ資格（教師資格等）を返納してプロ活動を停止し次の期間を経過後、資格等統括委員会において審議する。

プロ・級	経過期間	アマ転向級
C 級	2年以上	D 級
D 級	1年以上	D 級
N 級	1年以上	N 級

- (3) 資格等統括委員会において審議した後、アマへの転向希望選手に転向条件を遵守することを通知し、これを誓約した後に転向を認める。
- 5 特別な場合で、本規定によって対処できない事項に関しては、その都度、資格等統括委員会において協議して決定するものとする。

（留学及び研修）

第10条 海外に技術の習得を目的とした留学又は研修旅行及び海外で開催される競技会に出場を希望する選手は、海外旅行届をプロ選手は、県連盟を、アマ選手は、県連盟又は本法人運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて、本法人に提出しなければならない。

- 2 留学選手の条件は、次のとおりとする。
- (1) B級以上の登録選手であること。
- (2) 中部日本ダンス選手権において準決勝に入賞していること。
- (3) 期間が9ヶ月以上であること。
- 3 前項の選手の留学期間中は、昇降級規程の適用を受けない。
- 4 研修旅行する選手の条件は、第2項以外の選手とし、旅行期間中においても、昇降級規程の適用を受ける。

(引退)

第11条 現役を引退するプロ選手は、引退届を県連盟を通じて本法人に提出し、資格等統括委員会の承認を得なければならない。

(パートナー規定)

第12条 パートナーに関する規定は、次のとおりとする。

- (1) アマ選手、シニア選手、及びグランドシニア選手のパートナーは、アマの女子に限る。
 - (2) プロ選手のパートナーは、限定されない。
 - (3) プロ、アマ、シニア、及びグランドシニア共に現役選手のパートナーは、その選手登録中は、他の選手の臨時パートナーはできない。
 - (4) 同性同志でパートナーシップを組むことはできない。
- 2 パートナーシップを解消した場合におけるパートナーに関する規定は、次のとおりとする。
- (1) 新しくパートナーシップを組んだものは、第4条第4項の登録をしなければならない。
 - (2) プロ、アマ共にS A級選手のパートナーであったものは、下位級のパートナーとなることはできない。

(表彰)

第13条 登録選手で、1競技年度内の成績が優秀で次に該当する選手は、昇降級審議委員会の議決によりこれを表彰する。

- (1) 特別賞 長期にわたり競技会に出場し、優秀な成績をおさめた選手が引退したとき。
- (2) 最優秀賞 全日本級の選手権において優秀な成績をおさめたもの。
- (3) 優秀賞 中部日本ダンス選手権及びこれに準ずる競技会において、優秀な成績をおさめたもの。
- (4) 躍進賞 ノービス級又はD級から、3階級以上昇級したもの。

(懲戒)

第14条 登録選手が次の各号の一に該当するときは、資格等統括委員会の議決によりこれを懲戒することができる。

- (1) 競技会の出場申込をしたものが、2度以上無届欠場したとき。
 - (2) プロ選手が本法人が公認していない競技会に、本法人の許可なく出場したとき。
 - (3) 審査員に対して、贈り物及び饗応等をしたと認められるとき。
 - (4) 競技選手として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 懲戒は、戒告、登録停止及び登録抹消の3種類とする。
- 3 前項の登録抹消については、資格等統括委員会において審議し資格委員現在数の4分の3以上の同意がなければならない。

- 4 前項の規定により登録抹消しようとするときは、資格等統括委員会においてその選手に弁明の機会を与えなければならない。

(復帰願い)

第15条 登録抹消の懲戒を受けた選手が、本法人に復帰を希望するときは、復帰願いを提出し、資格等統括委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項において承認を得た選手は、第4条により新規登録をしなければならない。

(補則)

第16条 この規程に定めることのほか、選手に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和 元年 12月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 5月13日からこれを施行する。